

危険化学品ばら積船における塗料庫の配置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 S 編

改正事項

危険化学品ばら積船における塗料庫の配置に関する事項

改正理由

2007 年 2 月に開催された第 51 回防火小委員会（FP51）において、IBC コード 3 章 3.2.1 に関連し、塗料庫は貨物エリア上に配置してはならない旨の統一解釈が合意され、同年 10 月に開催された IMO 第 83 回海上安全委員会（MSC83）における承認の後、MSC.1/Circ.1241 として回章されている。

MSC.1/Circ.1241 自体は強制力を備えるものではないが、国際的に認められた基準であることから、今般、MSC.1/Circ.1241 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

危険化学品ばら積船において、塗料庫は貨物エリア内に配置しない旨を規定すると共に、船首部に設ける通常人が入らない塗料庫については、これまでの取扱いに倣い、貨物エリアに隣接して設けることができる旨を規定した。